

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、約 50 年間、トンネル工事や岩盤掘削等の粉じん業務に従事していたが、退職後、じん肺管理区分「管理 2、エックス線写真の像：P R 1、肺機能の障害 F(一)」の決定を受け、続発性気管支炎の療養を開始した。

請求人は、発病原因はじん肺によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

粉じん職歴が 50 数年、粉じん歴が 20 数年あり、常時息切れ等の症状が続いており、検査結果においても続発性気管支炎の判定の基準を満たしているのであるから、監督署長が行った処分は不当であり、取り消されるべきものである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

じん肺の程度は、管理区分 2、エックス線写真の像 P R 1、肺機能の障害 F(一)と判断されるが、合併症については、じん肺審査の判定基準を満たしていないことから、合併症があるとは判断できない。

よって、療養については、じん肺及び合併症の治療とは認められず、休業補償給付については、療養のための休業とは認められない。

### 4 審査官の判断

(1) 請求人は、じん肺管理区分管理 2、P R 1、F(一)の決定を受けている。

(2) 主治医は、意見書の中で「請求人が喉頭がんと診断され、手術を受け、現在も通院中であり、じん肺との関連はない」と述べている。

(3) じん肺診査医は「喉頭がんの手術を施行されており、若い頃から 1 日に 2 箱の喫煙歴がある、気管支炎症状の咳や痰については、喉頭がんも罹患したことを勘案すると、かなり喫煙による影響があり、喫煙自体が気管支炎に大きく寄与しているものと考えられる」と述べている。

鑑定医は「喉頭がんと粉じんばく露とは因果関係はない。被災者は若い頃から喉頭がんの手術を受けるまで、1 日 40 本程度の喫煙歴があり、喉頭がんと喫煙とは極めて密接な因果関係があることは周知のとおり。」と述べている。

以上から、喉頭がんに罹患したが、喉頭がんと喫煙による影響は考えられるものの、じ

ん肺との因果関係はないと判断する。

(4) 主治医は続発性気管支炎の診断根拠として、常時、粘濃性痰が持続したことを挙げている。

じん肺診査医は、意見書の中で、「続発性気管支炎については、主治医の検査データを示したうえで、1年のうち3か月以上、毎日のように咳と痰があると認められないため、合併症はないと判断される。」と述べている。

鑑定医は、意見書の中で、「上気道の防御機能が低下していることが慢性の咳と痰の原因と考えられるが、粉じんの影響も完全には否定出来ないことから、続発性気管支炎と認めざるを得ない。」と述べている。

(5) 以上から、持続する咳、痰があり、痰の量及び性状において、粘濃性痰が認められる。

なお、じん肺診査医は、「気管支炎の症状の咳や痰については、かなり喫煙の影響があり、喫煙自体が気管支炎に大きく寄与しているものと考えられる。」と述べているが、鑑定医は「喉頭がんと喫煙の関係は密接な因果関係がある。」と述べたうえで、「粉じんの影響も完全には否定できない。」としていることから、続発性気管支炎は認めざるを得ない。

したがって、請求人の疾病は、じん肺合併症続発性気管支炎であり、業務上の事由によるものと認められることから、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした処分は、これを取り消さなければならない。